

# ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

# 第43回制度設計専門会合 事務局提出資料

令和元年11月15日



# ガス導管事業者の行為規制について

- 改正ガス事業法において、2022年度から導管規模が一定以上であることその他政令で 定める要件\*1に該当するガス導管事業者の法的分離を行うとともに、あわせて、法的分 離されたガス導管事業者\*2とその特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者 等)との間での、人事・業務委託等に関する行為規制を導入することが規定されている。
- 今後、行為規制の詳細を規定する経済産業省令を制定する必要があるところ、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対し、行為規制の詳細についての意見が求められた(2019年8月27日付)。
- ※1 導管規模等、法的分離の対象となる者の基準を定める政令については、今後策定される。
- ※2 法的分離の対象となる一般ガス導管事業者を、「特別一般ガス導管事業者」という。

- 1. 本日ご議論頂きたい論点①
- 2. 本日ご議論頂きたい論点②

# 本日ご議論頂きたい論点の位置づけ①

## (1)兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

## (2)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

## <u>(3)グループ内の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律</u>

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

## (4) 社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

## (5)情報の適正な管理のための体制整備

✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

## (6) その他の適正な競争関係確保に必要な措置

# 兼職規制について省令で定めるべき事項

- 改正ガス事業法においては、改正電気事業法と同様、下表のように特別一般ガス導管事業者と グループ内の小売・製造事業者等との間での、取締役等及び従業者の兼職規制が規定されている。
- その対象となる従業者の範囲(②及び③)や、禁止の例外(①及び④)について、省令で規定することとされているところ、電気事業法の省令と同様の内容とすることが適当ではないか。(次頁以降に詳細な内容を記載)

## 改正ガス事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者(グループ内の小売・製造等)		
		取締役等※2	重要な役割を担う 従業者③	その他の従業者
特別一般 ガス導管 事業者	取締役等※1	原則禁止 (例外あり①)		
	特別一般ガス導管等業務に従事する従業者②		原則禁止 (例外あり④)	禁止されない
	その他の従業者		禁止されない	禁止されない

- ①・④ ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合
- ② ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における<u>中立性の確保が特に必要な業務</u>として経済産業省令で定める業務 に従事する者
- ③ 小売事業・製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など
- ※ 1 特別一般ガス導管事業者側における取締役等:取締役、執行役(委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。)
- ※ 2 グループ内の小売・製造等における取締役等:取締役、執行役、その他業務を執行する役員(組合における理事など。執行役員とは異なる。)

# 行為規制における兼職規制の趣旨

- 改正ガス事業法第54条において、一般ガス導管事業者の中立性を確保するための措置として、 (1)情報の目的外利用・提供の禁止、(2)差別的取扱いの禁止、(3)その他適正な 競争関係を阻害する行為※の禁止が規定されている。(禁止行為)
- これらの行為規制に加えて兼職規制を導入する趣旨は、「ガスを供給する事業を営む者の間の適正な競争関係を阻害する」ような行為(=中立性阻害行為)の発生をより適確に防止するため、そうした行為を誘発する兼職形態を禁止することにある。
- そのため、兼職規制の範囲を具体化するにあたっては、こうした法律の趣旨を踏まえ、当該兼職が一般的に、中立性阻害行為を誘発するか否かに着目することが適当と考えるがどうか。
- ※その他適正な競争関係を阻害する行為として、現時点で考えられるものとして、グループ内の小売・製造と同一視されるような社名・商標の使用行為、グループ内の小売・製造を有利にするような広告・宣伝等がある(前々回議論)。

## (参考) 改正ガス事業法(2022年4月1日施行)

(一般ガス導管事業者の禁止行為等)

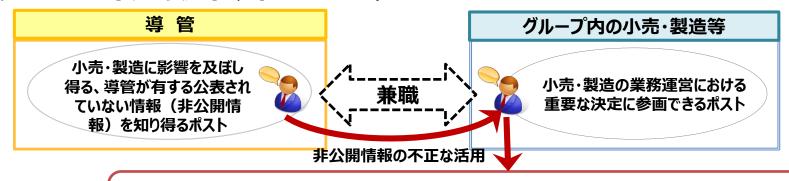
第五十四条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者(以下「ガス供給事業者」と いう。)及びガスの使用者に関する 情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な 取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いを し、若しくは不利益を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 経済産業大臣は、前の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずる ことができる。

# 中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職①

中立性阻害行為を誘発する兼職は以下の2類型と考えられるため、このような兼職を禁止するという整理が適切と考えるがどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)

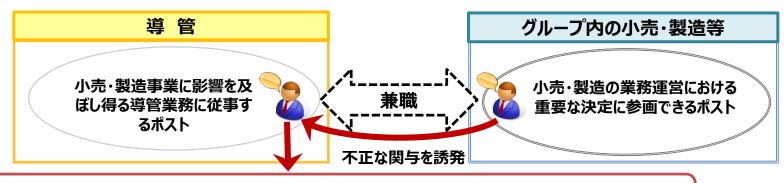
## 類型 I (グループ内の小売・製造事業等で生じるもの)



#### 中立性阻害行為

特別一般ガス導管事業者において知った非公開情報を踏まえて、他社よりも有利になるよう(他社が不利になるよう)グループ内の小売・製造事業の業務運営に関する意思決定を行う。

## 類型Ⅱ (導管事業で生じるもの)



#### 中立性阻害行為

グループ内の小売・製造事業が他社よりも有利になるよう(他社が不利になるよう)、導管業務を実施する。

# 中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職②

- 以下のAとCを兼職した場合、Aにおいて知った非公開情報を踏まえてCにおいて小売・製造の意思決定に参加し発言等することを誘発。(前頁:類型I)
- 以下のBとCを兼職した場合、小売・製造の重要な意思決定に関与するCが、Bにおいてグループ内の小売・製造が有利になるように導管業務を行うことを誘発。(前頁:類型Ⅱ)

## 導管

類型I

(A) 小売・製造に影響を及ぼし得る、 導管が有する公表されていない情報 (非公開情報) を知り得るポスト



兼職禁止



#### グループ内の小売・製造等

(C)小売・製造の業務運営における重要な決定に参画できるポスト

類型Ⅱ

(B)小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に従事するポスト



#### (A)非公開情報の例

- 導管が託送供給業務を通じて得る他の小売・製造及び ガスの使用者に関する情報
- 導管設備のメンテナンスのスケジュール、今後の託送供給 約款の改定方針など導管業務に関する情報
- (B)該当する業務(導管に係る業務のうち、小売・製造事業に影響を及ぼし得るもの)の例
- ●導管運用に関する業務(注入指令等)
- ●導管設備の維持・整備等に関する業務(停止計画等)
- ●小売・製造事業者からの申請・問い合わせ対応

#### 該当するポストの例

- 取締役(小売・製造事業に関する審議・議決に 一切参加しない者を除く。)
- ●小売・製造事業の業務運営を担当する執行役員その他小売・製造事業の業務運営における重要な意思決定に参画する管理的ポスト

(注:小売・製造事業を含む経営方針、経営計画、資金調達、経営資源配分の審議・議決については、小売事業又は製造事業に関する審議・議決に含まれると考えられる。)

# 省令に定める兼職規制に係る内容について

- 類型 I・II のいずれにも該当しない兼職については、中立性阻害行為を誘発するとはいえないため、取締役等の兼職禁止の例外は、下記①又は②の場合と考えられるがどうか。
   (一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)
  - ① 導管会社において、非公開情報を知り得ず、かつ、導管に係る業務のうち、小売・製造事業に影響を及ぼし得るものに関与できないことが確保されている場合
  - ② 小売・製造会社において、小売・製造事業の重要な意思決定に関与できないことが確保されている場合
- また、兼職禁止の対象となる従業者の範囲については、中立性阻害行為を誘発すると考えられる、類型 I・II のいずれかに該当するものと考えるがどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)
- なお、「確保されている場合」とは、例えば、下表のような仕組みが講じられている場合を 想定。(監視委において、講じられた仕組みが適切に機能しているかチェックを行う。)

## 特別一般ガス導管事業者のポスト(①)の場合

- ・社内規程等で、兼職者が非公開情報を入手すること、兼職者に 非公開情報を提供することを禁止する
- ・システム上、兼職者が非公開情報にアクセスできないようにする
- ・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に影響を及ぼし得る導 管業務に関与することを禁止する
- ・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する(議事 録・動画・メール等の保存・確認等) 等

#### 小売・製造等のポスト(②)の場合

- ・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する(オブザーバー等としての参加を含む)
- ・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する(議事録・動画・メール等の保存・確認等) 等

# 事業者の説明責任について

- 行為規制違反となる兼職を未然に防止するため、特別一般ガス導管事業者は、ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等とを兼職する者がいる場合には、その兼職の内容、中立性阻害行為が発生しないと考える根拠等について、監視等委員会に対し説明するとともに、対外的にも公表することが適当ではないか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)
- 監視等委員会への説明事項としては、例えば以下の事項が考えられる。
  - ▶ 兼職者の業務内容・ポスト・必要性
  - ▶ 中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
  - ▶ 中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況(年1回程度)

## (参考) 一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等との兼職に関する規律

## 5. 兼職(取締役等及び従業者)に関する規律

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

改正電気事業法においては、以下の図のように一般送配電事業者とグループ内の発電・小売電気事業者等との兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲(②及び③)や、禁止の例外(①及び④)について、省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

#### 改正電気事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者(グループ内の発電・小売電気事業者等※1)		
		取締役等※3	重要な役割を担う 従業者③	その他の従業者
AD.	取締役等※2			
一般 送配電 事業者	特定送配電等業務に 従事する従業者②	原則禁止 (例外あり①)	原則禁止 (例外あり④)	禁止されない
	その他の従業者		禁止されない	禁止されない

- ※1 グループ内の発電・小売電気事業者等とは、グループ内の発電・小売電気事業者及びその経営を実質的に支配している者
- ※2 一般送配電事業者における取締役等:取締役、執行役(委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。)
- ※3 グループ内の発電・小売電気事業者等における取締役等:取締役、執行役、その他業務を執行する役員(組合における理事など。執行役員とは異なる。)

## (参考) 取締役等の兼職禁止の例外①(一般送配電事業者等に係る行為規制の内容)

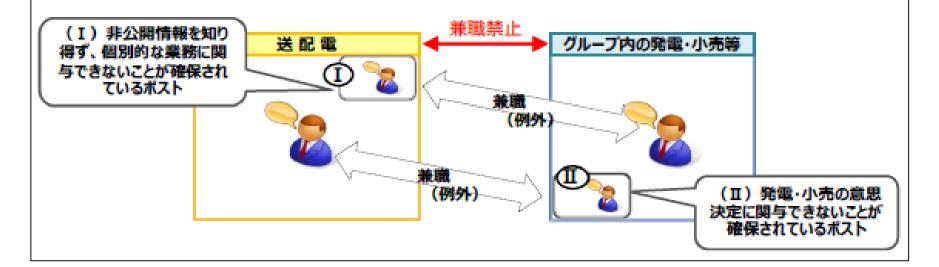
一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

## (1) 取締役等の兼職禁止の例外 (表①)

取締役等の兼職禁止の例外は、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが確保されている場合とし、以下 I 又はⅡの場合とする。

- I)一般送配電事業者のポストにおいて、発電・小売電気に参考になり得る非公開情報を知り得ず、一般送配電事業の個別的な業務(発電・小売電気の事業に影響を与えることが可能なもの)に関与できないことが確保されている場合
- Ⅲ)発電・小売電気事業者等のポストにおいて、発電・小売電気の事業の意思決定に 関与できないことが確保されている場合

## 【取締役等の兼職禁止の例外について】



## (参考) 取締役等の兼職禁止の例外②(一般送配電事業者等に係る行為規制の内容)

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

○「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合をいう

## 送配電のポスト(I)の場合

- ・社内規程等で、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開 情報を入手することを禁止する
- ・社内規程等で、兼職者に送配電が持つ発電・小売の非公開 情報を提供することを禁止する。
- ・システム上、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報 にアクセスできないようにする
- ・社内規程等で、兼職者が送配電の個別的な業務に関与することを禁止する
- ・兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手していないこと、情報提供を受けていないこと、送配電の個別的な業務に関与していないことを監視・検証する体制を整備し、運用する

(例えば、議事録・動画・メール等の保存・確認)等

## 発電・小売等のポスト(Ⅱ)の場合

- ・社内規程等で、兼職者が発電・小売事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する(オブザーバー等としての参加を含む)
- ・兼職者が発電・小売業務の意思決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用する

(例えば、議事録・動画・メール等の保存・確認) 等

## (参考)兼職禁止の対象となる従業者の範囲①(一般送配電事業者等に係る行為規制の内容)

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

## (2) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲(表②)

一般送配電事業者の従業者と発電・小売電気事業者等との従業者の兼職について も、中立性阻害行為を誘発すると考えられる兼職が禁止されるよう、その規制対象を 規定することが適当である。

こうしたことから、法で規定される特定送配電等業務に従事する従業者(表②)及 び発電・小売電気事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者(表③)につ いては、それぞれ以下のとおりとする。

- ア) 特定送配電等業務に従事する従業者 (表②)
  - 一般送配電事業者において、発電・小売電気事業に参考になり得る非公開情報を知り得る業務に従事する従業者(i)及び一般送配電事業の個別的な業務(発電・小売電気の事業に影響を与えることが可能なもの)に関与できる業務に従事する従業者(ii)
- イ)発電・小売電気事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者(表③) 発電・小売電気事業者等において、発電・小売電気の事業の意思決定に関与できる 業務に従事する従業者

## (参考)兼職禁止の対象となる従業者の範囲②(一般送配電事業者等に係る行為規制の内容)

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

## 【従業者の兼職規制の範囲】

#### 送配電(ア)特定送配電等業務に従事する従業者

(i)発電・小売電気事業に参考になり 得る非公開情報を知り得る業務に従事す る従業者



(ii) 個別的な業務 (発電·小売電気の 事業に影響を与えることが可能なもの)に 関与できる業務に従事する従業者



#### <業務 (i) の具体例>

- ・送配電が託送供給等業務を通じて得る他の発電・小売電気 及び電気の使用者に関する非公開情報を知り得る業務
- 送配電設備のメンテナンスのスケジュール、今後の託送供給 等約款の改定方針など送配電業務に関する非公開情報を 知り得る業務

#### <業務 (ii) の旦体例>

- 系統運用に関する業務(給電指令など)
- ・送配電設備の維持・整備等に関する業務(停止計画等)
- 託送供給契約に関する業務(契約期間等の調整、代表契 約者制度の取扱いに関する調整など
- ・発電・小売電気事業者からの申請・問い合わせ対応等
- ・電気の使用者からの申請・問い合わせ対応等



禁止

イ) 発電・小売電気の事業の意思 決定に関与できる業務に従事する従

グループ内の発電・小売等

#### <旦体例>

- ・発電事業又は小売電気事業の業務運営を担当する 執行役員
- その他、発電事業又は小売電気事業の業務運営に関 する重要な意思決定に関与するポストに従事する者 (その意思決定に関与する部署における管理的な立 場にあるなど重要な役割を担うポストなど)

## (参考) 事業者の説明責任について(一般送配電事業者等に係る行為規制の内容)

一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細について(2018年6月)より抜粋

## (3) 事業者の説明責任について

一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等とを兼職する者がいる場合に は、各事業者は以下のような事項を事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明すると ともに、対外的にも公表することが適当である。

<一般送配電事業者及びグループ内の発電・小売電気事業者等が行う説明の内容の例>

- ・全ての兼職者の業務内容、ポスト等、必要性
- ・中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- ・中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況(年一回程度) 等

## (参考) 改正ガス事業法

## (特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

- 第五十四条の四 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(特別一般ガス導管事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。)、親会社(同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。)若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第八十条の四第一項において「取締役等」という。)又は使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事業者が営む一般ガス導管事業の業務その他その維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
  - 一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 するもの
  - 二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 するもの
  - 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又は ガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 するもの
- 3 経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別一般ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

## (参考) 改正ガス事業法

(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等) 第五十四条の六 次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 三 第五十四条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 2 経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

## (参考) 改正電気事業法(2020年4月1日施行)

#### (一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

- 第二十二条の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(一般送配電事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)、親会社(同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。)若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。)又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に 係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 3 経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者 に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることがで きる。

#### (一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

- 第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
  - 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
  - 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
  - 三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を 是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

## (参考) 電気事業法施行規則(2020年4月1日施行)

## (一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

- 第三十三条の四 法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - 一 一般送配電事業者において、兼職(法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。)を行う者(以下この条において「兼職者」という。)が非公開情報(当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第三十三条の九、第三十三条の十五及び第三十三条の十六において同じ。)を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合
  - 二 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できない ことを確保するための措置を講じている場合

#### (特定送配電等業務)

- 第三十三条の五 法第二十二条の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な 業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - 一 非公開情報を入手することができる業務
  - 二 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの

## (重要な役割を担う従業者)

- 第三十三条の六 法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

#### (重要な役割を担う従業者)

- 第三十三条の十三 法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の 運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

20

- 1. 本日ご議論頂きたい論点①
- 2. 本日ご議論頂きたい論点②

# 本日ご議論頂きたい論点の位置づけ②

## (1)兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

## (2)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

## (3)グループ内の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

## (4) 社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

## (5)情報の適正な管理のための体制整備

✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

## (6) その他の適正な競争関係確保に必要な措置

# 法的分離後の人事交流に関する規律について(経緯)

- 改正ガス事業法は、2022年の法的分離後における特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との間の人事交流(出向、転籍等)を規制する規定を設けていない。
- これは、人事異動を抽象的かつ広範に規制することは、労働者の基本的な権利に対する制約でもあり、今回の法改正に盛り込むことは適当ではないと判断されたもの。
- 国会審議においては、事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分かを含め、検討することとされた。

## (参考)関連する国会質疑(平成27年6月4日 参・経済産業委員会)

#### ○国務大臣(宮沢洋一君)

おっしゃるように、<u>審議会におきましては、送配電事業の中立性を確保する観点から、役職員について、兼業規制のみならず一定の人事異動の制限を行うべきとの議論がございました。</u>具体的には、送配電事業者とグループの発電小売事業者やその親会社との間で、例えば二年間といった一定期間、人事異動を制限すべきと、こういう議論でございます。<u>こうした人事異動の制約につきましては、</u>その後の政府部内における検討の結果、**労働者の基本的な権利に対する制約でもあり、抽象的かつ広範に規制することは不適切**と判断をいたしました。このような経緯から、今回の法案には人事異動や再就職を法律上罰則付きで規制する規定は設けておりません。

この点は衆議院でも随分議論をさせていただきましたけれども、まず、競合する小売事業者の競争情報を知り得るような立場にある 送配電事業者の従業員がグループ会社の小売電気事業に従事した場合、中立性に疑義が生じるおそれはなしとはしないと思います。そのために、人事異動が自由に行われることによって送配電事業者の中立性について疑念が生じるのではないかという指摘に対し、どのような対応があり得るのかについては今後検討していかなければいけないと考えております。そして、これはもう委員御承知のとおりでありますけれども、現在もある意味じゃガイドライン的なものはございます。経済産業省、公正取引委員会の共同のガイドラインにおきまして、適正な電力取引についての指針において、望ましい行為ということで、一般電気事業者に対し、人事異動については行動規範の作成、遵守を求め、これを受け、一般電気事業者各社が従業員の人事異動について一定の制限をしているという事例もございます。人事異動について罰則付きの規制を設けないという整理をしたわけでございます。そういう状態の中で、一方で、事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分か否かを含め、これから関係者の意見を聞きながら、それを踏まえながら必要な措置の内容の検討をしていきたいと思っております。

23

# 現行の人事交流に関する規律について

● 現在、「適正なガス取引についての指針」(「適取ガイドライン」)において、託送供給 関連業務を行う部門と他部門との人事交流に係る行動規範を作成し、それを経営者 等及び従業者に遵守させること等が、望ましい行為として規定されている。

#### ○適正なガス取引についての指針(抜粋)

(2)情報の目的外利用の禁止

ア公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ガス導管事業者は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。 (略)

② 託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。

(略)

⑤ 託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。

なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。

(略)

# 法的分離後の人事交流に関する規律について

- 2022年の法的分離以降における特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との人事交流については、特別一般ガス導管事業者の中立性をより一層確保するという法の趣旨を踏まえ、特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が自主的にその方針を検討し、適切に取り組むことが重要ではないか。
- こうしたことから、適取ガイドラインを改定し、以下の事項を望ましい行為として規定してはどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)
  - ▶ 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者等) との間での人事交流について、情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱い禁止の確実な 確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること
  - ▶ 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者(グループ内の小売・製造事業者等)が、特別一般ガス導管事業者との間での人事交流について、特別一般ガス導管事業者における情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること

# 行動規範において定めることが望ましい内容

- 特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等は、法的分離までに、 法的分離後の行動規範として、例えば、以下の措置を含む行動規範を策定することが 望ましいと考えるがどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)
- 監視等委員会においては、策定された行動規範に以下の措置(又は同等の代替措置)が含まれるかを確認し、含まれない場合には、当該特別一般ガス導管事業者又はグループ内の小売・製造事業者等に対し、その理由についてこの場で説明を求めることとしてはどうか。(一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の内容)

## ①従業者の人事交流に関する措置(例)

▶ 情報の目的外利用をより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において小売・製造事業に参考になり得る 非公開情報を知り得るポストに従事している者が、グループ内の小売・製造事業者等における非公開情報を活 用できるポスト(小売の営業部門等)に直接異動する人事交流は行わないこと。

## ②取締役等の人事交流に関する措置(例)

- ▶ 情報の目的外利用に加え、差別的取扱いをより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において会社の業務執行を決定し中立性確保に責任を有する立場にある取締役及び執行役が、上記①に加えて、グループ内の小売・製造事業者等の取締役等に異動(一定期間を経過せずに当該ポストに就任することを含む)する人事交流は行わないこと。
- ※改正ガス事業法に基づく禁止の例外とされた導管の取締役及び執行役については、本措置の対象とする必要はないと考えられる。

## ③透明性の確保のための措置(例)

- ▶ 特別一般ガス導管事業者において上記①又は②に該当する者が、その特定関係事業者(グループ内の小売・ 製造事業者等)に異動する人事交流を行う場合には、その内容について、対外的に公表すること。
- ※監視等委員会は、各社の状況をフォローし、中立性確保に疑念が持たれる事例があった場合には、説明を求める等の対応を行う。

# (参考) 関連する国会質疑 (平成27年6月4日 参・経済産業委員会)

#### ○小林正夫君

人事規制についてお聞きをいたします。これは大臣にお聞きしますけれども、本会議で、大臣からは兼職制限の規定についていろいろ答弁がございました。異動、再就職について今日は質問をしたいと思います。今般の法律、経産省の提出に向けて、制度設計ワーキンググループで、送配電会社から発電会社や小売会社、持ち株会社への異動や再就職を一定期間禁止するという案が提示をされたと聞いております。本法律案にはこの規定に該当する条文が見当たらない。要は、異動だとか再就職についての禁止という、そういうような、法案は入っていません。ということで、これは審議会で検討されていた異動だとか再就職の禁止は行わない、このように私受け止めていますけど、それでいいですか。

#### ○国務大臣(宮沢洋一君)

おっしゃるように、審議会におきましては、送配電事業の中立性を確保する観点から、役職員について、兼業規制のみならず一定の人事 異動の制限を行うべきとの議論がございました。具体的には、送配電事業者とグループの発電小売事業者やその親会社との間で、例えば 二年間といった一定期間、人事異動を制限すべきと、こういう議論でございます。こうした人事異動の制約につきましては、その後の政 府部内における検討の結果、**労働者の基本的な権利に対する制約でもあり、抽象的かつ広範に規制することは不適切と判断をいたしまし** た。このような経緯から、今回の法案には人事異動や再就職を法律上罰則付きで規制する規定は設けておりません。

#### ○小林正夫君

内閣法制局のそういう指摘も受けて、先ほど大臣が言ったような判断をして今回の法律には盛り込んでいないと、このようなことが確認できました。今後ですけれども、法律にはないけれども、何らかこの辺の規制については、私は行わないということでいってくれると思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

#### ○国務大臣(宮沢洋一君)

この点は衆議院でも随分議論をさせていただきましたけれども、まず、競合する小売事業者の競争情報を知り得るような立場にある送配電事業者の従業員がグループ会社の小売電気事業に従事した場合、中立性に疑義が生じるおそれはなしとはしないと思います。そのために、人事異動が自由に行われることによって送配電事業者の中立性について疑念が生じるのではないかという指摘に対し、どのような対応があり得るのかについては今後検討していかなければいけないと考えております。そして、これはもう委員御承知のとおりでありますけれども、現在もある意味じゃガイドライン的なものはございます。経済産業省、公正取引委員会の共同のガイドラインにおきまして、適正な電力取引についての指針において、望ましい行為ということで、一般電気事業者に対し、人事異動については行動規範の作成、遵守を求め、これを受け、一般電気事業者各社が従業員の人事異動について一定の制限をしているという事例もございます。人事異動について罰則付きの規制を設けないという整理をしたわけでございます。そういう状態の中で、一方で、事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分か否かを含め、これから関係者の意見を聞きながら、それを踏まえながら必要な措置の内容の検討をしていきたいと思っております。

○小林正夫君
 従業者の職業選択の自由など、これらに触れてくる私は可能性もあると思っています。そこで、法制局にまたお伺いいたしますけれども、今の大臣の答弁のように、何らかの規制について考えていきたいというような旨の答弁が今あったわけなんですけれども、仮に規制監督 庁によるガイドラインだとか通達だとか、こういうふうに出された場合に、通常、被規制者である事業者に実質的な拘束を有するものに なる、私はこのように思いますけれども、ガイドラインや通達による規制であれば許されるというものでは私はないと考えますけれども、法制局はどのように考えますか。
 ○政府参考人(高橋康文君(内閣法制局部長))

御指摘のガイドラインが具体的にどのようなものになるのかについては承知しておりませんので、確たることは申し上げられませんが、法律案におきまして必要性を踏まえた上で合理的な範囲での規制となっておるというふうに承知しておりますので、法令以外の手法をもちましてこれを超えた規制を行うことは適当ではないというふうに考えております。
○小林正夫君
先ほど大臣、今でもそういうガイドラインがあると、このようにおっしゃいました。確かに、この四月一日にも新しく書換えされてそのガイドラインが出ていることは私も承知しています。しかし、それは発送配電一貫体制という現行の状況の中で出てきているガイドライン

だはこ人は、今でもそういうカイトラインがあると、このようにありしゃいました。幅がに、この四月一日にも新しく音換えされてそのカイドラインが出ていることは私も承知しています。しかし、それは発送配電一貫体制という現行の状況の中で出てきているガイドラインなんです。今回の法律は、送配電を分離するという、より中立性ということを確保するということになってきますので、そういう意味で、今あるから、それをそのまま送配電が分離されてもそのことの考え方を踏襲していくということは、私は、環境が違ってきましたから、今あるけれども、それはあくまでも発送配電一貫体制の下で作られたガイドラインなんですよ。それを今度中立性を高めるために送配電を別会社にしますから、だから、今あるんだからこの考え方はこれからも踏襲するということにはなり得ないと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮沢洋一君)
 そういう点も含めまして、これから関係者の御意見を聞きながら、どういう対応が、まさに憲法上の職業の選択の自由といった点は大変大事でございます。ただ一方で、まさに中立性を客観的に確保できると関係者が思えるような運営ということも大事でありますので、それこそ労働組合の方も含めていろんな意見を聞きながら、納得できるようなものを作っていきたいと、こういうふうに考えております。

## ○小林正夫君

私は規制をすべきじゃない、こういうことの考えですので、そういうような方向で結論を出してもらいたいと、このことはお願いしておきますけれども、今までのやり取りを聞いていると、大臣の方では何らかのそういうことも検討していきたいんだという、こういうことの繰り返しの答弁がありました。私はそういうふうになってほしくないと思うけど、仮に、仮にそういうことで規制するのであるならば、保安の人たちが今頑張って働いている、そういう人たちに対する職業選択の自由だとか、そういうことの影響がないように、やっぱり規制の対象だとか範囲だとか、あるいは期間というのは本当に最小限にしていくという努力は必要だろうし、またそういうものにしていかなきゃいけないと思いますけれども、仮に、仮に、仮にですよ、こういう規制を作るのであればそういうものにしていくべきだと私は思いますけど、いかがですか。

## ○国務大臣(宮沢洋一君)

周務人は(呂沢洋一名) 抽象的で広範なものはやはり問題があるということは事実でありますので、具体的で狭い範囲ということになるんだろうと思いますが、先 ほど答弁で申し上げましたけれども、事後的な監視で十分か否かを含めということは、恐らくかなり委員の問題意識に近いことも答弁さ せていただいたのかなというふうに思っております。

28

# **(参考)関連する国会質疑**(平成27年5月13日 衆·経済産業委員会)

#### ○近藤(洋)委員

いわゆる兼職規制の問題でございます。今回の発送電の分離によって、従業員の人事管理に行為規制を課すこととしているわけであります。改めて、これはどのような規制を課すことになるのか、お答えいただけますでしょうか。事務方で結構です。

#### ○多田政府参考人

お答え申し上げます。先生は資料で条文をお配りいただいておりますが、第二十二条の三という規定が配られておりますが、「一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等」とあります。この第一項は、取締役または執行役についての兼職の規制でございます。第二項が、今御質問のございました従業員でございます。こちらをごらんいただきますと、一般送配電事業者は、かくかくしかじかの従業者を中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものに従事させてはならない、こういう規定でございます。かくかくしかじかというのは、次の各号にありますけれども、小売電気事業者であれば、小売電気事業者の中で業務の運営において重要な役割を担う従業者として省令で定めるものといったような形が書いてあります。この第二項の規定におきまして、一般送配電事業者とその親会社あるいはグループ会社等に含まれます小売電気、発電事業者における従業員の兼職が規制されている、こういうことでございます。

#### ○近藤(洋)委員

今御答弁があったとおり、そういう兼職規制が罰則つきでかけられている、こういうことですね。そこで、改めて確認でありますけれども、従業員の異動、再就職については、法文を見ても、明確に規制はかけられないということでよろしいわけですね。そこをちょっと確認をとりたいんですが。

#### ○宮沢国務大臣

今回規定しております規制は、今部長から御説明いたしましたように、従業員の兼職に関する規制でありまして、法律上罰則つきで従業員の異動、再就職を禁止するものではございません。

○近藤(洋)委員 ありがとうございます。今、大臣、罰則つきで規制するものではございません、こういう御答弁がございました。 これについてまたちょっと後ほどお伺いしたい、こう思うんですが。

まず、きょうは法制局に来てもらっているのですが、この法文について、法案の作成段階で、異動、再就職について何らかの規制をかけようと経済産業省がしたところ、職業選択の自由の観点からこれはいかがなものかということで政府内において議論があり、ここはできなかったというお話を伺っております。法制上、私もそれはある意味で当然だと思いました。職業選択の自由という明確な権利が、国民の権利があるわけでありまして、そういう人権の侵害をしてはいかぬと思うわけでありますが、これは事実かどうかというのを法制局に確認をしたいということと、また、もう一つ大事なことなんですが、法文で定められていないものを、例えば、人権の侵害をガイドラインで行う、法文でないもので行うということは認められるのかどうか、これも、法制局、お答えいただけますでしょうか。

#### ○高橋政府参考人

お答えさせていただきます。当局における審査の段階で、原省庁から提示された法文案におきまして、電力会社等の役職員の人事異動などにつきまして広範に制限する規定はございました。しかしながら、今御指摘ございましたように、職業選択の自由につきましては、憲法第二十二条第一項において保障されておりますところ、この憲法上の要請を踏まえ、広範な制限規定を設けることが適切であるかどうかの趣旨から再考を求めたところ、現在の法律案のように、必要性を踏まえた合理的な範囲で最小限の制限を課す規定となったものというふうに承知しております。また、二つ目のガイドラインでございますが、私ども、具体的にそのガイドラインがどのようなものか承知しておりませんので、お答えは正確には申し上げることはできませんが、この法律案におきましては、必要性を踏まえた上で合理的な範囲で最小限の規制となっているというふうに考えておりますので、法令以外の手法をもちましてこれを超えた規制を行うということは適当ではないというふうに考えております。

#### ○近藤(洋)委員

部長、ありがとうございます。内閣法制局というのはやはりいい仕事をするんだな、こう思いますね。憲法に照らして、やはりおかしいと思われるものについてはきちんと法制局の観点からチェックをしてこういう法案ができた、こういうことがわかりました。

# (参考) 適正なガス取引についての指針①

適正なガス取引についての指針(抜粋)

- IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
  - (2)情報の目的外利用の禁止
  - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ガス導管事業者は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うこ とが望ましい。
  - ① 託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者(新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。)に対する託送供給に関連する情報連絡窓口は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門ではなく、託送供給の業務及びこれに関連する業務(以下「託送供給関連業務」という。)を行う部門(以下「託送供給関連業務部門」という。)に設置し、これを明確化する。
  - ② 託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門 又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解 消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連 業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。
  - ③ 上記②に掲げるもののほか、ガス導管事業者は、現在、自己又はグループ内の製造部門又は小売 部門と連携して行われているガス導管事業者のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かない よう留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。
  - ④ 託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報(以下「託送供給関連情報」という。)の目的外利用を防止するため、託送供給の業務を行う従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有(社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等)等を管理する。また、託送供給関連業務部門と他部門は別室にする等、物理的に隔絶する。

31

# (参考) 適正なガス取引についての指針②

適正なガス取引についての指針(抜粋)

- IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
- (2)情報の目的外利用の禁止
- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
  - (①~④は前頁に記載)
- ⑤ 託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止する ため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。 なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。
- ⑥ 託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないもの(技術的検討依頼を行う場合等)については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないように管理する。
- ⑦ 託送供給関連情報の目的外利用の禁止を含め、託送供給関連情報の取扱いに関して、社内規程等を作成し、 公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。
- ⑧ なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、上記①から⑦までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。